

平成 30 年度

第 17 回文教民生常任委員会会議録

平成 31 年 1 月 23 日

宍 粟 市 議 会

平成30年度第17回文教民生常任委員会会議録

---

日 時 平成31年1月23日（水曜日）

---

場 所 宍粟市役所503会議室

---

開 会 1月23日 午前10時05分

---

次 第

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

◆第84回宍粟市議会（臨時会）付託案件審査

（健康福祉部）

①第2号議案 宍粟市夜間応急診療所条例の廃止について

◆第84回宍粟市議会臨時会付託案件討論及び採決

4. その他
  5. 閉会
- 

出席委員

委員長	榎 橋 美恵子	副委員長	浅 田 雅 昭
委員	宮 元 裕 祐	委員	山 下 由 美
〃	今 井 和 夫	〃	神 吉 正 男
〃	林 克 治	〃	大 畑 利 明

---

出席説明員

（健康福祉部）

健康福祉部長	世 良 智	健康福祉部次長	大 谷 奈雅子
保健福祉課長	平 尾 真 弓	保健福祉副課長	島 澤 康 博

---

事務局

主 幹 小 椋 沙 織

(午前10時05分 開会)

○榎橋委員長 それでは、おはようございます。それでは第84回宍粟市議会臨時会の付託案件審査をこれより行いたいと思います。

第2号議案で、宍粟市夜間救急診療所条例の廃止についてでございます。

部局のほうから説明はありますか。

世良部長。

○世良健康福祉部長 それでは失礼いたします。お手元に文教民生常任委員会の資料として、宍粟市夜間応急診療所条例を廃止する条例についての関連資料をお配りをさせていただいております。

まず1ページには、夜間応急診療所の診療状況としまして、開設のありました平成19年10月からこの平成30年12月末までの診療状況をお示しをさせていただいております。ごらんいただいておりますように、当初、診療、平成22年から平成24年ぐらいがピークとなっておりますが、少しずつ現在、診療の件数も減りつつあるような状況となっております。平成30年の12月末現在では開設日当たりの受診者数は0.95人というところまで減っておるような状況となっております。

次に、2ページには、年度別の収支状況をお示しをさせていただいております。

資料の説明は以上とさせていただきます。

それから、先ほど質疑におきまして山下議員のほうから御質問いただきました件につきまして、市長のほうから総合病院の対応についての答弁をさせていただいておりますが、総合病院におきましては、現在、15歳までの小児についての対応は、診察はしていただいております。小児科につきましては産婦人科における出産された小児の対応ということで、外来の対応はしていただいております。その件につきましては対応がございませんので、私のほうから追加の補足の回答とさせていただきます。

以上でございます。

○榎橋委員長 ありがとうございます。それでは委員のほうから質問ございましたらお願いいたします。

山下委員。

○山下委員 そしたら、補足説明して下さったので、それについてちょっとお伺いしたいんですけども、ということは、15歳までの小児についての対応は、これからは電話相談のみしかできないというふうに捉えたらいいのでしょうか。

○榎橋委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 基本的には宋栗総合病院では15歳未満に関しましては受け入れが、夜間といたしますか、通常の診療外ではなかなか難しいということになりますので、説明させていただいたり、今おっしゃっていただいたような形にはなるんですけども、電話相談を受けていただいた中で、診察可能な医療機関の紹介などもあわせてしていただけるということになっておりますので、どうしても受診が必要な方につきましては近隣の医療機関の紹介があるという形になりますので、市内でも診ていただける開業医の先生がありましたら、そちらのほうを紹介していただけるというような形の対応となります。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 具体的に子どもが嘔吐、あるいは発熱、あるいはぜんそくが出たときに、まず電話で相談して、そこで何とかしてもらいたいと頼んでも、次の病院の紹介というのでは、やはり非常に、これまでと比べて、子どもさんを持っておられるお母さん、保護者の方とかは非常に不安になられるようにも思うんですけど、その辺はきっちり対応できるんでしょうか。

○榎橋委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 電話相談につきましては、専門に対応されております看護師の方が対応していただいて、いろいろお話を聞いていただいて、対処方法であるとか、本当に受診が必要な方であれば、それに対する対応も説明もしてさせていただきますし、また、1回電話で対応を説明されて、それでもうあと終わりということではなくて、子どもさんのことですので、一旦はそこでお母さんがこれでやれるかなと思われたとしても、また、だんだん時間がたつにつれて状況が変わってきたりとかいうようなことであれば、また何回でもそれに対しては対応していただけるというような形で電話の説明はしていただけるというふうに聞いておりますので、心配になればまた何回でも対応していただけますし、受診を希望されるということであれば、そのように受診先も紹介をしていただいたりというようなことになりますので、かなり安心はしていただける対応をとっていただけるものというふうに思っております。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 今なら夜間応急診療所に行けば実際に先生に診てもらえるので、今の現状のほうがよくどいいなと思うわけなんです。そこで、この資料もらった2枚目の、年間交付税算入が710万円あるということで、続けていけるのではないかなというふうにも、財政面でも続けていけるのではないかなと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 おっしゃられますように、収支のところと、それから、交付金ではありませんので、確実な金額が710万程度入ってくるものではありません。あくまで交付税算入にされてるというところですが、このたびの閉鎖に当たりまして、財政のところ、理由で廃止をするというものではありません。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 というのは、先ほどの説明によりますと、明らかに小児の救急診療、夜間の診療がサービスが低下すると思うんですけども、財政の面で廃止にするというのでなければ、どういったところで廃止なんでしょうか。教えてください。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 提案説明であったり、それから11月の当委員会のほうにも御説明させていただきましたように、このスタートが、総合病院の医師不足というところを補うため、本当に医師会の先生方が大変な思いをしてこの間支えてくださっておりました。医師のところ、一定回復、平成16年度程度まで回復で、いろんなものが整いつつありますので、そういったことから廃止をするものでありまして、財政的なことは、先ほど申し上げましたように、理由ではございません。

○榎橋委員長 山下委員。

○山下委員 医師会の先生方の御意見というのはどのようなものになってますか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、次長のほうが申し上げましたような、そういう状況の中で、この医師会のほうでもいろいろと議論はしていただいております。ただ、その内容を医師会の先生がどのようにお考えであるかというような個別のお考えは把握はしておりません。

ただ、現状としまして、今、医師会の先生方のほうも非常に大変な状況になっておられます。特に、この夜間応急に出ていただける先生というのは限られております。そういう中で、平均20日の開設のうち、多い先生につきましては月に3日から4日出ていただくような、そういう形になっております。

そういう中で、御承知のように、医師会、市内の開業医の先生も少しずつ減るような状況で、平成30年中にも二つの開業医が閉鎖をされております。そういう中で、逆に今度、この夜間応急を開設したときは総合病院の医師の負担というところで開設をしていただいたんですが、現状としまして、これ以上開業医の先生方のほうに負担をかけるのもどうかというような、一方では考え方があるのが現実でございます。

す。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そのことはずっと、前の委員会のときから言われてるんですけども、本来に戻ったということですね。本来総合病院がやってたことで、医師が足らなかったから、一時的に開業医の先生方がお世話になったけども、総合病院の医師の充実に伴ってもとに戻すということなんですが、聞いてて、今ずっと、平尾さんの話なんか聞いてて、充実するように聞こえてこないんですよ。

本当に大丈夫なんかなという気がするんですけど、今よりやっぱりよくならなあかと僕は思うんですけどね。万全ですか、本当に。総合病院行ったら、診てもらえんのやったら、もとへ戻ったことになれへんじゃないですか。開業医へ回されるんでしょう。電話で。総合病院で、本来の開業医の先生方に負担をかけるのはだめだから、本来の総合病院でやりますというんだったら、これまでの、数は減ってきてるけども、そういう人たちの思いというのは総合病院が引き継がなあかんのです。ですよ。今日聞いたら全然それできないという話だったら、どうするんですか。切り捨てるんですか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、この間議論いただいていることは、小児に関するということでもよろしいわけですよ。小児に関しましては、確かにそういう考え方も一方ではあるかと思えます。この間実際に夜間応急で診察していただいている症例等も見ている中で、確かにいろんな症例がある中で、今、大畑議員がおっしゃったような懸念が全くないわけではございませんが、やはり非常に軽微なものが多数を占めております。ほとんどを占めております。

いよいよ厳しい状況の患者さんに対しては、やはり、今おっしゃっていただいたような懸念にどう対応するかというのが一番課題になるかと思えますが、決して充実するというふうな言い方はしておりませんが、受け皿としましては、やはり深夜の24時まで専門の看護師が電話相談をしてくれるような体制が整いつつある中で、一方では、やはり子育て世代の方にとっては充実する部分もあるという、そういう考え方でございます。

診察につきましては、今、午後8時から10時まで、それも夜間応急の中で全ての先生が対応できるような体制ではございません。小児に対応していただく先生は3分の2ほどのように私は確認しておりますが、そういう中での対応、それは、なくなるということは不安になるかもしれませんが、今、平尾課長が申し上げましたよ

うな対応の中で、そういう形での充実を図るといふ、そういうふうには捉えております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 いや、私が言ってるのは、もともと夜間応急診療所というのは専門的な治療をするところではなかったはずなんですよ。あくまでも最初の軽微な、簡易な処置というところね、そういうことでの対応だったと思うんで、そこに非常に安心をされる子育て期の方々の利用があったと思うんですね。それが失われてしまうんですよ。

専門の部分は専門でちゃんとつなぎますという言い方なんで、専門的に治療を行わなければならない方を除いて、そうではない、本当の不安な部分、もっと重篤していくんじゃないだろうとかいう夜間のお母さん方、お父さん方の不安、そういうものが電話だけになってしまうんですよ。電話で対応しなさいという話になっていくので、市内にはそれを診てもらえない状態ですよ。開業医につなぐとおっしゃるけど、開業医さんもそんな8時から10時まで対応してくれるかどうかもわかれへんじゃないですか。だから、僕はそこは非常に、そこをどうするんですかという、その気持ちのところをもう切り捨ててしまうんですかということ言ってるんです。専門的な治療というのは当たり前ですよ。総合病院がやるのは当たり前ですし、ほかの病院だってやらなあかんのは当たり前なんです。でも、応急診療という部分を引き継ぐものがなくなってるなと思うんです。

ですから、議会のほかの議員からも意見が出てましたけど、総合病院に急診、今、各診療科でそれを求めるのは無理やと。だから、総合病院の中に急診の部屋をつくらなあかんという意見も他の議員が言われてましたね。そういうことをするのが本来ではないかなと僕は思うんですけど、どうもそういう対応じゃない。原則に戻しますわみたいな話ですわ。そこがちょっと気になるんです。

だから、それが、廃止の理由が、そういう開業医の先生方の負担がふえていること、それから患者数、実際の利用が減ってることを理由に上げておられるんやけど、ゼロじゃないんですよ。なくなってるわけじゃないんです。そこらについて。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 まず、今の小児ですけれども、成人のところはこれまで総合病院があったように変えていくということで、課題のところは小児であるというふうに今も御意見があったと思うんですけれども、ありましたように、小児の重篤なところについては、今までもこちらのところでは対応できないということで、近隣

の姫路であるとか、たつののほうに走っていただいていることは、それはもう変わらないことでもあります。

軽微のところにつきましても、切り捨てというふうに御発言ありましたけれども、全体的なところを見ると、例えばこのたび拡大されました相談窓口につきましても、8割方は助言で解決、それから後日かかりつけ医に、翌朝行っていただくとか、家で様子を見るというのが8割方ということで、ゼロではないですけれども、その中で2割の方が重篤ということで病院に行かれていますというような状況と、それは全体のデータですけれども、それから、この間夜間応急診療所のデータをレセプトも含めて確認をしていく中でありましたら、ゼロではありませんけれども、閉鎖をしても、ゼロではない中ではありますけれども、先ほど言いました医師会の非常に負荷がかかっている点であったりとか、相談窓口が設置されたというような状況を考えますと、今このタイミングで閉鎖をさせていただきたいというものであります。

先ほどありましたように、拡充ということも小児については思っておりませんし、全ての患者さんに対応できるとも思っておりませんけれども、そういったデータの中で市として判断したということでございます。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そのような提案になってるんですけども、僕は、これだけ少子化でどんどん人口が減ってきて、逆に皆さんには人口非常事態宣言でもっと子どもが生まれるようにということを言い、そして、それだけの子育て支援のメニューもたくさんつくってき、しながらですよ、だんだん減っていく子どもたちを本当に守る気がないのかなというふうに思ってしまうんです。

だから、大半が、8割方がそうなのかもわかりませんが、やはり僕はそういう夜間応急を利用しようという、まだ意向が伝わってきてますのでね。そういう人たちの声に十分応えるような、あそこを廃止することについてはやむを得ないのかもわからんけども、それにかわるものを、こういうものを用意しますというものが、ちょっと僕は欠けてるんじゃないかなという印象を持ってしまうんですね。だから、そこを本当に皆さんにどのように安心していただくようにしようと思われるのか、そこをもう一度お考え聞かせてください。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、大畑議員がおっしゃったことはもっともなことだと私も理解しております。先ほどもお答えをさせていただきましたが、これは医師会のほうからできるできないとかいうお話ではなくて、総合的に市が判断したことでござい



ます。

確かに今後のことについては医師会とも協議をさせていただいております。先ほど申し上げましたように、やはり現在の宍粟市医師会、昨年策定しました医療方針見ていただきましたら、宍粟市の開業医の数というのは全国、県から見ても極めて少ない状況となっております。そういう中で、高齢化、また開業医が減っている中で、日中、通常の診察を維持していただくためには、これ以上の夜間の負荷はもう限界が来ておるとい、先ほど申し上げましたように、そういう判断をしておりますが、やはりそれでは、今、大畑議員がおっしゃられたようなことについては逆行することになります。

ですので、やはり今後は、やはり開業医の招聘であったり、それから総合病院における小児科医の増員、そういったところでの子どもに対する安心・安全の確保につなげていく、これはもう市の責務であると、このように考えております。

ですので、本件とは関係ございませんが、耳鼻科医についてもそういう形で平成31年中に開業にこぎつけようと今しておるところですが、そういうことで今後市の役割を果たしていく、ですので、大畑議員がおっしゃっていただいたようなことは今後市も、それを諦めるのではなくて、その方向に向かって努力していく必要があると、このように考えております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 私が今申し上げていることとか、今、部長がおっしゃっていること、あるいはほかの議員が、夜間救急として総合病院に別につくらなあかんというような思いというのは、ちゃんと病院に伝えていただけますかね。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 先ほど申し上げました医療方針に掲げております何点かの中で、今、総合病院とも定期的な協議も進めております。その中で、夜間応急の受け入れについての協議もしておったわけですが、今回の議案の可決いただきましたら、次の段階に向けて、これまでも総合病院とは今後の対応についても協議を行っておるわけですが、引き続いて受け入れ体制の充実に向けては総合病院のほうにも求めていきたいと、このように考えております。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 いろいろ今聞いとったんやけどね、市長の提案理由で言うたんは、医療制度の改正で平成16年から宍粟総合病院のお医者さんがだんだん減ってきた。それで、今まで対応しよった救急、それから夜間の外来、それも対応できんようになったか

ら、平成19年に医師会の協力を得て今の夜間応急診療所をつくったんやと。それですと来とったけども、平成30年の段階で平成16年までの状況に総合病院の医師の数が回復したんで、それまでにやとったとおりの救急対応とか、それから夜間の外来、それらも同じようにできるように体制が整ったんで、平成19年に医師会の協力を得てつくった夜間応急診療所は廃止するんやということだったと思うんです。

ですから、今まで総合病院、昔からの郡民病院がずっと救急とか夜間の外来についても対応してきとったんが、平成19年からできんようになって、平成30年まではそうです。そやさかい、平成31年からはもとの体制にできたので、ちゃんと総合病院が救急も夜間の外来も対応しますよということになったんで、今ある夜間の応急診療所は廃止しますということだったと思うんです。

ですから、もとの体制で総合病院がちゃんと救急も外来も見ますということなんで、何も診療所を廃止するさかいに、あれが落ちたとかいう話やないんで、もとの戻るという話なので、そういう理解でしてもうたら、やいやい言うことないと思う。

それでも、そうなるというたってやで、今の総合病院の状況見たらやで、口ではやいやい、こうします、ああします、何とか言いよるけども、実際できとらんで、ほんまにできるんかいうところをちゃんと確約してもらわんと、はいそうですかいうことでこの条例の廃止は認められんと思うんです。

そやさかい、今日総合病院のほうの担当は来とらんでね、そうしますと言えんだろうと思うんやけどね、そこの確約がとれんことには、市民は納得できんと思うんやけども、どないですか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 ただいま林議員のおっしゃられたことにつきましては、12月の定例会の一般質問で2人の議員からも御質問があったかと思えます。その中で、総合病院の事務部長のほうからは、医師会と病院長の協議の中で、現在の夜間応急で対応されている人数程度であれば、総合病院の時間外患者の受け入れの中で受け入れると。調子が悪くなれば、夜間でもまず電話をすれば、看護師が先生に相談した上で診察してもらえる体制をとっているんで、安心してくださいと。これは議会の中で答弁されておりますので、その答弁の中で私は、今、林議員がおっしゃられたことについては十分確認できると、このように考えております。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのね、病院がそうやいうて部長が言うたとしてもやで、部長が全責任持っておるわけじゃないんやでね。病院の。やっぱりほんまは経営は、部長がちゃん

と経営の責任者やと思うんやけどね、実態的にはそうなっとらんでね。やっぱり院長の権限は今強いと思うんや。それと、市長がやいやい言うけども、市長がそれほど今まで病院の経営にかかわりを持つとらんでね。市長も言うたってそのとおりにはいかんと思うんです。

そやさかいに、やっぱり病院がちゃんともとどおりに体制で、ちゃんと受け入れしますよということをはっきり、院長なりが出てきてやで、言うてもらわんと、納得できひんで。今まで委員会でも病院の事務部長が言いよることなんかね、ええかげんなこと言うてきとるんです。そやさかい言いよるんですよ。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 林議員の、今御意見いただいたところなんです、この間、昨年の医療方針の話たびたび申し上げますが、医療方針の策定に当たって、院長と、それから市長とも協議をしていただきまして、その後、この間も、今年に入っても何度も病院長と市長との協議をしていただいております。

けさもちょうど私、市長とちょっとお話をさせていただいたんですが、今回のこの夜間応急の本日の議案、審議を経て来週中にも一度、また市長も病院長にお会いしてまた確認をせなあかなというふうなことも申しておりましたので、その点につきましては、病院との連携をする中できっちりした対応を市からも求めていきたいと、このように考えております。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのね、それは市長や行政内部のところでいろいろとやっておられるんかもわからんけどね、この担当の常任委員会の席には院長も出てこへんし、市長も出てこへんし、事務部長しかここへ出席しておられんのやね。それで、その事務部長がはっきりした答弁なり説明もされとらんでね。それで言いよるんですよ。

たまたま去年の4月に院長かわられて、一辺だけで来られたけどね、ほな院長、今後どういう病院経営をしていくんやとか、いろんなことを委員会の中で、どうなんです、質問投げかけて回答ください言うたって、いまだに回答が出てきとらんのやで。そやさかいね、それは内部はそうかもわからんけどね、実態が違うで言いよるんです。ちゃんとそれなりの責任者が委員会に出てきて、こうしますとちゃんと確約してもらわんと納得できんと思うで、ほかの委員さんが。私は納得しようと思うけどね。ほかの委員さんに聞いてみて、納得してないと思うわ。

○榎橋委員長 ほかありますか。

今井委員。

○今井委員 もうほんまに、申しわけないけど、皆さん言うところのとおりやと思うんですよ。私もきちっと聞いてたわけではないんで、12月の委員会とかそういう中で、総合病院のほうが診てくれると、今さっき言われてたような、総合病院のほうもその程度の数だったら診ますみたいな、そういう話がきちんとできてるのかなというのをさっきのさっきまで思ってたんですけども、どうもさっきからずっと話を、最初の説明聞いてたら、やっぱり15歳未満は今、診ませんという話でずっと来てましたよね、説明が。それは電話対応でとかという。いや、全然そこが話が違わないかと。

やっぱりそれは行政内部でも、そういう状況の中で、この間、12月の委員会で院長がそないして言うてたから、それ信用しますみたいな、それはちょっと、何ほ何でも、我々はそれは話は何だったのかなというふうに思わざるをやっぱり得ないんですよ。

当然そうや思うんやね。行政内部でそこまでの、きちっと、やっぱりこのデータ見ても、やっぱり小児科が過半数を占めてるわけですよやんか。何ぼ8割が軽微ないうか、助言で済むぐらいやったというたって、だけど、例えば今度できた電話、つながりにくいとかってというような話も聞きますよ。特に夜間の時間が始まったときというのはなかなかつなげへんというのはね。

やっぱりそういう中で医者を紹介しますとかいうても、そんなこと、じゃあどこの医者が診てくれるんやというきちっとした、何曜日は誰で、何曜日は誰でとかってというような、きちっとしたそういうのでももしできとるんだったらね、それはそういう方向もあるのかなというふうにも思うんですけども、やっぱりそういうのも全然出てこない中で、これ本当に小児科に関して、総合病院が診てくれるもんやと思ってたんですよ。これがなくなるんだったらね。そうじゃないという話になったら、ちょっと待ってよという話言わなしゃあないんだと思うんですね。

ただ、さっきから言うところのように、もう今の開業医さんがもう無理やと、やめさせてほしいんやという、そういうふうなSOSが出てるんだったらね、またそれは、話はまた変わってくると思うんですけどね。何ぼ言うたかって、無理やというものをやってくれと言うわけにいかへんわけやから。

それはしゃあないと思うんですけども、先ほどからずっと言われてる、今回の議案が通ったら、そしたら総合病院とももう一遍協議して、きちっと対応をしてもらうようなことを協議していかなあかんと思ってますいうて言われてましたけども、それちょっと順番逆なんじゃないかと思うんです。違います。それはそちらのほう

で、その確約がきちっとできて、なくしても小児科に関してはこういうふうな対応しますという、ちゃんと診ますという話ができるからこの話は持つてくる、出してやるべきものじゃないんですかね。そこまで現の開業医さんがせっぱ詰まってるという状況なんではなかうかね。その辺はどうですか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 少しお話を整理をさせていただきます。小児科と一般診療がちよっと混同しておるようでございますので、まず、総合病院がきちり責任を持って受けるよとおっしゃっていただいていること、これは12月の一般質問の答弁でされておることですので、これは私は、どういうふうな確認、とりようかは別としまして、きちり議事録にも出ておることでございますので、それは重いことだというふうには受け取っていただいていると私は判断しております。

それから、総合病院が受けるとおっしゃっていただいておりますのは、現在の総合病院の外来で受けられておる科目、その中で当直医で受けられる部分です。ですので、小児科が今、総合病院の外来に小児科がないことは御存じやと思うんです。ですので、それは総合病院で受けられない、これは当然のことだと思います。ですので、そこをまずきちり整理して御理解をいただきたいと思います。その上で、じゃあ総合病院で受けてない小児科はどういうふうな対応をするんだという中で、電話相談であつたりというふうな御説明をさせていただきました。

それから、医師会の件につきまして、医師会のほうからもうできないからやめるわという話ではございません。ただ、私も先ほどから御説明させていただいておりますように、そういった状況にもうなる手前であることは、これは事実でございます。ですので、市のほうから総合病院のこういう対応であつたり、電話相談の充実、そういったこと、これは県のほうがそういうふうには判断して、電話相談をもっと充実せなあかんという判断の中で広げて、されておるわけでございます。ですので、そういったことも総合的に判断した中で、今回のこの夜間応急診療所の廃止につながつておるわけでございますので、ただ単に市がじゃあやめましようという単純なものではございません。

それから、総合病院との協議につきましても、これは終わつてからと言いましたのは、もう一度この本会議が終わつた後、市長のほうで院長のほうにももう一回頼みますよという確認の場を持つということであつて、これまで昨年の秋にも何度も市長と病院長の協議の場を設けております。その中でこの件についても議題とさせていただきますので、私の言い方が悪かつたらあれなんですけども、終わつ

てからするという、そういうものでは決してございません。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 それは部長が整理してくださったの、もうちょっと詳細にいきたいんですけども、今の夜間救急の患者さん程度なら、総合病院の部長が答弁した話ですよ、今の患者数ぐらいなら外来の時間内対応で受け入れられるので、総合病院でしっかりやりますという話ね。そこが本当に担保とれるのかどうかという心配があるのはね。もう一つは、救急があるじゃないですか、総合病院の。その救急ですらいろいろ不満がいっぱい今あるんですよ、市民から。なかなか受け入れてもらえないという。そういう状態がありながら、外来の夜間の部分ぐらいだったら大丈夫やという、そこはどういうふうに区別して考えるんですか。救急の受け入れもままならない状態で、そこへ、例えば私の、小さい子いませんけど、例えば小さい子がちょっと夜熱出して困ってるんやということで電話、総合にしたときに、いや、今もう先生手いっぱい無理ですというようなことが想定されへんかなと私は思うんやけど、そこをどういうふうに整理されますか。できますか。

○榎橋委員長 大谷次長。

○大谷健康福祉部次長 また成人の一般の部分と小児の部分の話になるんですけども、先ほど部長もありましたように、一般質問の中で事務部長が御発言なさいましたけれども、その前に市長と院長がお話もされてますし、それを受けて、総合病院の管理会議の中で院長が、成人の部分ですね、受け入れるというふうにおっしゃられております。それは総合病院の中、指示を出されております。

○大畑委員 成人の部分ね。それは聞いてます。

○大谷健康福祉部次長 ですので、本会議だけでなく、院長の御発言ということで私どもも確認をしております。

それから、夜間の救急の問題と応急の問題は、これは事務レベルで確認を、何度か会議を開いた中で確認をしておりますけれども、いわゆる応急と救急の境目というのがなかなか、ただただ救急車で運ばれる人が救急だけではないと思いますけれども、そういった場合にどのようにということで確認をとっております。

まずは総合病院は事前にお電話をいただいて、症状を聞かせていただいて、それは、これはあくまでまた成人の部分なんですけれども、聞かせていただいて、診療したほうが良いということであれば、当直の先生に相談して、それはつないで、必要であれば診るということで回答いただいておりますので、先ほど言いました、非常に医師が足らなくて複数案件が来た場合をどうするかということはありませんけれ

ども、ただ救急のみというふうには確認はしておりません。事前に電話をいただいて症状を確認する中で、受け入れるべきものは受け入れるというふうに回答をいただいております。

小児の部分については、先ほど来あるように、総合病院としては受け入れることはできないというのは以前と変わらないものであります。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 だから、変わらないんでしょう。だから、小児外来はないけども、外来のところでそのぐらいの数だったら時間内でも対応しましょうという言葉の裏づけというのは何もないんでね。先ほど本会議で答弁されたことは非常に重たい、もちろんそのとおりですよ。重たいんだけど、本当にそのとおりできるのかというのがあるわけですよ。

で、時間外でも受け入れますよという、そのぐらいの感じやったら、時間外対応でも医師がしますよと言われる、その夜間の8時から10時までの間なんか、常時医師がいないことには対応できへんわけですよ。いつ来られるかわかれへんし。突発的なことやから。そんなん常に対応、本当に病院がしてくれるんかどうか、非常に疑問なんです。

だから、いやいやそれはもうちゃんとして、診察して治療せなあかんものだったら受け入れるかもわかれへんけど、あとは電話で済まされてしまうんちゃうかなという気がするんですよ。

ですから、市民は夜間応急をなぜ利用されたかということと、それから今後もそういう対応が欲しいと言われるのは、電話で、窓口で処理されなくて、行ったら診てもらえるという安心感がある。ドクターに接することができるという安心感があるから、数は少なくなってるけど、夜間救急が欲しい言いよってんですよ。それにかわるものがほんまにないんだめやと思うんですよ。そこが、総合病院が受けますと言っておられる、その受けますが本当なのかというところと、どういうふうを受けようとされているのかというのがわからないんですよ、私。

○榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 いや、ここ総合病院の方おられないからあれなんですけど、僕全然わかってなかったんですが、総合病院いうたら子ども診ないんですか。内科で診るんじゃないんですか。風邪引いたとかいうて子どもが行っても門前払い。うちの娘、多分入院したことあると思うんやけど。

○大畑委員 そこで生まれた子どもさんたちはちゃんとする。

- 林委員 昼間は診るんや、夜間のことを言いよんや。
- 今井委員 いや、だから昼間は診るんでしょ。だから、さっきの理屈で言うたら、小児科がないから晩も診ませんという。
- 榎橋委員長 平尾課長。
- 平尾保健福祉課長 昼間につきましては、きちっと小児科がありまして、診察はされております。出産された子どもだけとかいうことではなくて、されておりますし、入院が必要であれば入院対応もされておりますので、小児科がないわけではありません。
- ただ、小児科の先生がたくさんおられるわけではなくて、常勤医の先生は1名、あと非常勤的な感じで先生が2名ほどおられるような体制と、あと産婦人科がこの近辺では唯一の産婦人科ということで、産科につきましては小児科が絶対必須という形になっております。その産科を維持するためにも、小児科の先生が必ず対応していただかなければならないということとかもございまして、なかなか時間外の対応というのが、今の状態では小児科の先生の対応が難しいというふうに伺っております。
- 大畑委員 だから、病院の事務部長の答弁されたことを、やりますいうのを、本当にやりますいうことができるんかということを知っている。答弁は重いですよ、確かに。でも、できないことは、そんな答弁するのおかしいじゃないですか。先ほど今井さんもおっしゃっているように、そこがほんまにちゃんとできるいうことがあって、廃止にさせてくださいいうんだったらわかるけど、そこが全くなくて、こういう答弁してますからそれ信用してください言われたって、それはちょっと信用できへん。
- 榎橋委員長 林委員。
- 林委員 あのね、総合病院の言うことが信用できんいうんは、大谷次長もかかわり合いがあったと思うんやけども、千種の診療所が2名から1名に減になったときに、2人おったら休診はせいでもええけど、1人になったら、先生が出張とかいろいろなことあって、休診が絶対出てくるんやと。そのときはどないしてくれるんやと言うたら、市長と副市長が、これは総合病院、そのときには総合病院からお医者さんに代診で派遣して、絶対に休診はせんようにしますという約束があったんやね。それで最初のうちはちゃんと来てくれよったんや。総合病院から先生が。それで休診なかったんやけどね。ずっとそれからちょこちょこ休診しかけて、去年なんかはずっと休診。もう連続で何日も休診があったんやね。そやから、今、当然、絶対来よ



らへんのや。総合病院からね。

そやさかい、約束、これまた3月に一般質問で市長に質問せんとあかん思っとんやけども、やっぱりそのときの都合でそういうことになるさかいに、ちゃんとした確約したものは出してもらわんと信用できんというのはそういうところなんやわね。そやさかい、それは言うたことは重いと言うけどね、言うたことが重いのに、約束守らんさかいに言いよんですよ。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、林議員のほうから診療所のことも含めておっしゃっていただきました。実は我々も総合病院のあり方であったり、将来に向けてののところをたびたび申し上げますが、医療方針の中に掲げておる総合病院の役割であったり、将来に向けての充実であったり、そういったところは大きな課題と捉えておりました、ちょうど今、本日のもう一件の議案でございます総合病院の建設用地に向けた、今後具体の協議に入っていくわけですが、やはり将来的に総合病院が新病院に向けての協議をなされる前に、現状のきっちりした市民の安心・安全を支える体制、これは並行してもう一度求めていく、そういう中で将来の病院をどうしていくんだという、そういう議論に私はしていくべきだと、このように考えております。

今、林議員がおっしゃられたようなことも含めて、私もこの間、2年近くこの職におらせていただいておりますが、非常に心配しておるところ、懸念を抱いたこともございますが、そういったところはきっちり話をして解決して、求めるべきものは求めていく、そういう姿勢で病院とは関係を持っていきたいと、このように考えておりますので、言うことが信用できるできんというのはどうかと思うんですが、そこは求めていくべきものはきっちりした姿勢で求めていきたい、このように考えております。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 今言うた話は、組織的に、企業としての総合病院の組織と、国保の診療所の組織とは全然違うんやね。そこが相互に医師を融通し合うようなことはまず無理な話なんやね。組織が違うさかいに。そやさかい、それらを市長らはわからんとして、お医者さんやったら誰でも一緒やというような考えで言われたんかもわからんのやけどね。

そやさかいに、単純にそういう考えでされたら困るということと、今度の波賀の診療所の医師の関係でもやで、そのときそうやって言いよったけどね、それもね、それはわからん話や。そやさかいね、言うたことをちゃんと守ってもらわんとあか

んと思うので、信用できんで、そうやって言いよんです。これは参考にしてもうたええけども。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 ちょっと根本的なところがもうひとつ確認できないんですけど、僕はやっぱり総合病院の医療スタッフ、医師や看護師が、こういう体制でそういう人たちを受け入れますということが確約とれてないのに、もう、開業医さんのことを考えなあかんし、それから、政治的なものでそれぞれにいい顔をするために言ってるだけで、実態が伴ってないように受けとめるんですわ。

もともと夜間応急という定義というのは総合病院にあったのかなかったのかね。本来の夜間診療だったん違うかなという気がするんですよ。それを、それが外へ出す場合に、いわゆる市内での小児の問題、急な発熱とかいろんな問題に対応する、いわゆるサービスとして拡大してきたんじゃないかなというふうに思うんですね。それをもう一度もとへ戻すけども、やっぱり夜間応急というものは病院にはないですから、そのこと自体はもうなくすということじゃないかなと思うんです。それはもう電話とか、中播磨、西播磨の電話サービスに夜間応急は全部シフトしてしまうと。本来の体制になるんじゃないかなという、そういう気が今してきましたので、そこが、僕が今言っているようなことが間違いなのか間違いでないのか、ちょっと答弁求めたいと思います。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 たびたび申しておりますが、もともとの診療所ができた経緯でございますが、夜間における1次救急について、市内開業医を初め、総合病院と揖龍休日夜間急病センター、それから姫路の夜間急病センターでの対応をされておりました。そういう中で、市内での開業医の減少であったり、総合病院の医師不足により、市内での対応が困難な状況になったということを受けて、平日の夜間における救急患者に対して、一時的な痛みの軽減、解熱効果を上げる等の応急処置を目的として開設したものでございます。

ですので、先ほどから救急と応急という話もございしますが、当初の設立の経緯からしますと、今、大畑議員がおっしゃっていただいたような、そういう考え方にもなるかと、このように思います。

○榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 もう一回確認させてほしいんですけど、僕はこのたびの案は、開業医さんの負担もかなり出てきたと。それから、逆に総合病院のほうの医師が充実をしてき

たと。だんだんとふえてきて、充実してきたんで、その夜間の診療を総合病院で担っていける体制ができてきたということでこれが出てきたんだと思ってたんです。だから、そういう中で昼間、先ほど確認させてもらった、昼間は子どもも診てもらえますよ。だから、夜も普通にそういうふうに診てもらえるんだらうなと僕は思ったんですけども、そこは、夜は15歳未満は診ないんですか。そこもう一遍確認、答弁をお願いします。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 済みません、先ほど私の答弁のほうで、外来の話で間違いございましたが、日中の小児の外来は受けておりますが、先ほど課長が説明ありましたように、常勤の小児の先生は2名となっております。のように聞いております。そういう中で、やはり一番のところは産婦人科で出生された子どもさんへの対応、そういったところに重きを置かれております関係で、今の小児の医師の体制では、夜間に対応できない、マンパワー的にできないというふうに、これははっきり、確認しましたらお答えを受けましたので、夜間についてはできないということになっておるように理解をしております。

○浅田副委員長 応急的なところをどうするかというところ。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、今井議員がおっしゃったこと、一般的に私たちもそのように思うんです。そこに小児科医がおられるのであれば、応急であれば、子どもさん連れてこられたときに診れるだろうというのが、これが一般的な考えやと思うんです。私もそのように質問しました。質問しましたら、やはり産婦人科で出生された子どもをあそこで診ている中で、突発が発生したときにすぐ対応できる体制を持っておる中で、応急に対応しておると、そこにタイムラグが生じたりそごが生じたりする、そういう懸念があるから、やはりそれは対応できないんだと。これはそれぞれの捉え方やと思うんですけども、そのように説明は受けております。

○今井委員 内科の先生とか、普通そのあたりの先生でも全然オーケーじゃないんですか、応急処置ぐらいやったら。

○浅田委員 当直の先生がどこまでしてくれてかというのを言いよってん。専門的なところじゃなしに。

○今井委員 要するに門前払いがね、まあ来てとりあえず診るんと。

○大畑委員 門前払いやなしに行かれんのです。電話でもう、断られるから行かれへんのです。

- 林委員 先生がおらんちゅうんやさかい。その段階で。
- 浅田委員 基本的には今まで夜間応急も電話して、電話相談からスタートはしてたんやけども、それを、総合病院のその日の当直の、例えば内科の先生ばかりじゃないでな。いろんな先生、国保の夜間応急もそうなんやけども、そこら辺の、例えば内科の先生が総合病院の当直のときに、ちょっと応急的な処置や対応をしてもらえるかどうか。小児科の先生に絶対してもらわなあかんという話じゃなしに。
- 榎橋委員長 神吉委員。
- 神吉委員 だから、今まで応急診療所で、平成29年度であれば173人の子どもさんが診察を受けてるんですよね。応急。夜間で。内訳で言うとね、300人中170人が子どもさんやということです。平成29年度ね。この173人は、夜間応急診療所で応急はされたと思うんですけども、そうでない、重篤であったり、もしかしたらもっと、姫路の病院行かなあかんかったりするような子どもさんもおられたかもしれないんですけども、こうやって診てもらうところがもうなくなるということになるんだと思うんです。今言われるのね。電話で問い合わせたら、どこどこへ行きなさいよという、そこまでできるんでしょうか。何が聞きたいかという、今、この夜間診療所がなくなることによって、どうするようになっていくのか教えてください。
- 榎橋委員長 平尾課長。
- 平尾保健福祉課長 電話相談に関しましては、診てもらえる医療機関を紹介、もし受診が必要であるということになれば、医療機関を紹介、ここは診てもらえると思われるところを紹介していただくことはしていただいているということは聞いております。医療機関に対応が可能かどうかというような調査もされておりました。医療機関の名簿がその電話相談のところにあるというふうにも聞いております。
- 受診されている中のいろいろな内訳等もあるかと思っておりますので、中にはやはり直接診ていただいて、安心して帰られた方もあるとは思いますが、中には、いろいろと相談した中で、その程度やったら安心しましたということで、先ほども次長のほうからもありましたけれども、電話で安心される方というのもあるでしょうし、どうしても夜間に受診をされなくても、次の日の受診で十分対応が可能な方もいらっしゃるというふうには、来られている内容等を見た限りでは思うんですけども、ただ、お母さん方の不安というのは、こちらがこのぐらいのことだと思っても、そういうことでないことが多いというのは十分理解をしております。昼間でも電話対応を保健師が対応させていただいたりというようなことはありますが、そういうときも直接お話しさせていただいたりとかする中で安心していただいたりと

というようなこともよくあることなので、まずは電話相談で直接いろいろな専門的なことを、アドバイス聞いていただくことで安心していただくこともあるとは思いますが。

ただ、今いろいろと御意見いただいている中の、100%が電話相談で解決するものだというふうにまでもは私どもも思っておりません。今後より安心して子どもを産み育てていただくための、いろいろな医療に関するようなことの充実がどうあるべきかというようなことは、いろいろと協議というか、充実させていくことに向かってのいろいろな要望といいますか、そのあたりのところは進めていかないといけないということは思います。

○榎橋委員長 神吉委員。

○神吉委員 ですのでね、紹介をする病院が宍粟市の中にあれば、それはいいんでしょうけれども、それが、今からは小児科の先生が夜間はおられなかったり、連絡がつかなかったりしたら、診てもらうところがない。だったら市外へ、姫路やたつへの行かなあかんのですよね。ということを知っています。

○榎橋委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 市内にも時間外で、あくまでも先生がおられるということが条件にはなるかとは思いますが、先生が在宅でおられれば診ていただけるという医療機関があるというふうには聞いております。

○榎橋委員長 神吉委員。

○神吉委員 おられればそうやけども、おられないときは、応急もそうやけども、ここに絶対小児の先生がおられたかどうかといったら、1週間のうち半分、3分の2ほどなのかな。小児の先生が絶対おられると。おられなければ、やっぱり市外のところへ行かなあかんという、応急でない患者さんは市外へ行かなあかんということになるんだから、結局は宍粟の総合病院で診てもらえないということになると、かなりの心配事が出てくるん違うかなというふうに思うんです。なので、一旦終わります。

○榎橋委員長 浅田委員。

○浅田委員 周産期、西播磨唯一の周産期医療を守って行かなあかんというので、小児科の先生にも余り無理は言えへんし、かといって、医師会、開業医の先生にもいつまでも無理は言えんということで、要は、この廃止に当たっては、市民の安心の確保をどないするんかというところがまあまあ根本やね。

それで、15歳未満を、今言うたように、例えば内科の先生も一応診て相談は、電

話対応はしてもらえて、次紹介も、それも一つは方法なんやけども、どうしてもやっぱり総合病院行って、内科の先生、当直の先生と診てもらって、ほんならどここへと、そういう対応はもう無理なのか。やっぱりそこら辺が一つの、小児、当然成人はきっちり対応してもらえとは思っとんやけども、特に今心配されている小児への対応を、その辺も、総合病院事務部長もしっかり対応しますという話だったので、多分皆さんはそこまでも、そのことも含めてという理解はしとってやと思う。市民の方は。

やで、そこを今後、4月までに向けて総合病院としてどう対応していってもらえるのかということ、それから当然、周産期守っていかなあかんのやで、県内でも小児科の先生少なくて、困っている状況で、こういうふうな県も電話相談のエリアも広げてくれとんやけども、やはり総合病院としては周産期を守るということも含めたら、やっぱり今後、小児科の先生を確保ということにも、取り組んではくれとってんやけども、そのの、やっぱり強く示していくとか、そういう姿勢とか、そんなことが必要になってこへんかなと。まずはこの4月からの市民の安心の確保を、そこをまた院長先生とも十分協議をしてもらえたらと思います。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 確かに、今おっしゃっていただきましたように、とりあえず、小児、成人に限らず、一度はそこに先生がおられるのであれば診ていただいた上で判断していただくというのも一つの考え方かと思います。事務協議の中でそういうこともこれまで話はしておるんですが、どうしても総合病院になってきますと専門家の縦割りの中でなかなか理解していただきにくい部分がありました。

ただ、全てを門前払いするのではなくて、ケースによってはまず診ていただくということも必要ではないかということ、これは今おっしゃっていただいたような中で、私も今後、病院のほうにはきっちりもう一度体制整備の中での協議で求めて、確認したいと思います。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 今後の話というよりも、今、条例を廃止するという提案を受けておるから、今の時点で廃止がええのかどうかという審査せなあかんと思うんですよ。今日聞いている段階ではなかなか、今までやってきたことが今後も保証できるような状況ではないので、やっぱり廃止じゃなしに、僕は当面、その対応ができるまでやり続けなあかんのじゃないかという気はしますわ。今おっしゃっているようなことがきちっと担保できて初めて、僕は廃止じゃないかなというふうな印象を受けますので

ね。

だから、ちょっと、先ほどの小児医師の周産期を受け持つところの重要性もようわかるし、片や市内の開業医のところがだんだん厳しくなっていることもようわかるし、状況は非常によくわかるんですけど、ただ、その程度の数なら時間外患者を受け入れますというふうに答弁されている事務長の答弁、これが全く、本当にそうなのかという、市民と、この部長が答弁している部分、すごくずれがあるような、僕は気がしますので、本当にそれが担保できるんかというたら、できないと思うんですよ。

その程度というのはどの程度という捉え方してるのかもようわからんし、それで、今日の市長の提案説明の中でも、外来や救急の対応が十分可能になったというふうに言われてるけど、それは病院としての話であって、今回の夜間応急を求めている患者さんの対応が十分可能になったというふうには思えないというふうに思いますけどね。その辺について、もし答弁があるんなら言っていただきたらと思います。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 この間総合病院での受け入れ体制についての御懸念をいただいておりますが、たびたびお答えをさせていただいておりますように、これにつきましては、市長と院長との間でもそのことについては協議をしていただいております。それを受けまして、総合病院の事務部長が12月の一般質問での答弁をされておるものでございます。

ですので、これまで総合病院の委員会でのどういうやりとりがあったかというのは私も存じ上げませんが、やはり事務的に協議をした中でも、受け入れは可能だよというふうに総合病院からも回答をいただいておりますので、それを受けまして、この条例の廃止提案をさせていただいております。

それから、また、この夜間応急診療所開設時、医師会のほうから御理解をいただいておりますが、今の体制が今日まで続いてきたわけですが、先ほども何度も申しておりますが、医師会のほうもそういうふうな状況の中で、逆にもうこれ以上続けられないというふうな、そういう懸念をなさる先生も一部にはおられます。そういったことも鑑みた上で、市があとは総合病院という中でまた対応していく、これが、今、万全ではないにしても、それをより充実させていくという責務が市にはあると思います。そういったことを総合的に判断して、今回の閉鎖ということで提案をさせていただいておりますので、何とぞ御理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○榎橋委員長 ほか。

今井委員。

○今井委員 何度も同じことを聞くような話になるんですけども、今さっき言われてた、市長と院長との話がされているとか、その中においては、小児科の話というのはどういうふうな形でされているのか。受け入れてもらえるんじゃないかという見通しの中でこれは始まったというふうに今言われましたけど、そこには小児科というのは、この15歳未満は入っているのですか、入っていないのですか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 小児科の部分については、これまで回答させていただいておるとおりの内容でございます。

○榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 そしたらね、健康福祉部の方しか今おられないですけど、健康福祉部としては、15歳未満の対応は基本的には電話対応だけでいいんじゃないかというふうに判断されたということですか。

電話対応でだめなとき、これはあかんという場合は、どこかの医者を紹介する。その医者もはっきり言うて、ここの病院を紹介しますみたいなのが出てくるわけじゃないですから、今。本当にあるのかないのか。本当にいっぱい走り回ったんだというような話というのはいっぱい聞くわけですよ。実際のところね。総合病院で断られて、前、若いお母さんと市長とのタウンミーティングの中でも、若いお母さんは泣きながら言われてるんですよ。総合病院で断られて本当に困ったんやと。あと本当にどこに行ったらいいかというような、そういう現状の中で、健康福祉部としては、夜間の15歳未満の対応というのは、基本電話対応でいいというふうに判断されたということですか。だからこれを出してこられたのか。

私は順番逆なんじゃないかなと。総合病院できちんとそれが対応できるという形ができたから出てきたんかなと僕は思ってたんですけどね。そこら辺はどうなんですか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 たびたび電話対応のみとおっしゃっておられるんですが、電話で、じゃあおしまいよというものではございません。電話をしていただきましたら、まず担当の看護師がその状況を伺う中で、どういうふうに対応すべきかというのまずアドバイスもしていただきますし、その上で処置が必要であれば、宍粟市内の開業医さんもそこには登録をさせていただいております。また、近隣の小児科、夜間



対応していただく小児科医も、今ならどこへ行ったら診ていただけますよということもそこで紹介をしていただけますので、たらい回しにされたり走り回ったりしていただくのではなく、きっちりどこへ行けばいいよということもおっしゃっていただきますので、電話だけで済ますというものではないと、このように考えております。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 意見もいろいろ出尽くしたと思うんです。堂々めぐりになりよんやけども、みんなが一番心配しよんはね、救急とか電話とかで総合病院へ連絡したら、専門の先生がおらんからうちは診れませんと。ほとんどそれで受け入れ何もしてきとらなんだんやね。そやさかいに、みんなが不信感があって、あれなんやけどね。

今度、応急診療所もないんやったら、電話にしろ、それからまた外来にしろ、とりあえず総合病院が引き受けるから連れてこいと、その中で、お医者さんやで診たらわかるわな。これは専門の病院行かんとあかんとかいうんを判断して、どこそこへ行けとか紹介して、してもろたらね、ほたらみんな納得するんや。それもせんと、電話の時点でうちは専門の先生おらんであきませんと、門前払いされとるで、今まではね。そやけど、今度は事情が違うんやで、全部来なさいと。全部電話なり相談なり引き受けますということでやってもろたら、誰も文句言わんと思うんやで。

今でも総合病院では専門的なことは処置できんのやでね。よそへ行くんはいいんやけども、診もせんと門前払いするさかいに、やいやい言いよるだけであって、それを絶対に今度からはしてくださいと。一応診て、あちこち専門のところへ送るんはいいけども、そういう体制をとれと、よう言うといってください。そやないとみんな納得せんと思うで。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 今、林議員のおっしゃっていただいたこと、もったもな話であったと思います。実は、あさってなんですけども、今年度予算で整備を進めておりました子育て支援のアプリケーション、こちらがあさってスタートさせていただきます。子育てのお母さん方にはそのアプリケーションをとっていただきまして、子どもさんが夜間、発熱等したときの対応方法であったり、それから電話相談窓口であったり、まずどういう対処をしたらいいとか、どこに電話をしたらいいとか、そういった情報発信もしていきます。それらも含めまして、市民の方には今後の対応につきましては情報を発信していく、また、対応についても周知を図っていきたいと思います。

総合病院につきましては、今おっしゃっていただきました、本委員会でおっしゃっていただきましたことも含めて協議を継続していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○浅田副委員長 榎橋委員。

○榎橋委員 済みません、昨年10月から電話で相談ができるということが始まりました。3カ月を過ぎたわけですが、その状況、そこに電話してよかったとか、ちゃんと対処してもらってという、そういう声とかは把握してらっしゃいますか。

○浅田副委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 誰が電話をされたかというところがこちらにはわかりませんので。

○榎橋委員 誰じゃなくて。

○平尾保健福祉課長 1人ずつにお聞きしているとかいうことではないんですけれども、何期かごとに報告がありまして、宍粟市の住所の方が何人電話されて、その宍粟市の方がということではないんですけれども、全体的にどんな対応をして、こういうふうになりましたとかいう集計的なものは定期的にいただくような形になっております。

まだ10月から始まって、今いろいろと周知を、子どもの検診の折ですとかにお配りをさせていただいておるところなんですけれども、もともとが姫路市を中心に電話相談が始まっておりますので、どうしても大きな数としては姫路市の住民の方の利用が一番多いわけなんですけれども、少しずつ周知が広まって、利用をしていってもらっている状況と思っております。

県が実施しております#8000という全県下的な部分が、今までそちらのほうをずっと周知をしてきておりましたので、まだその部分が、両方併用でしていただいているんだと思うんですけれども、#8000のほうは全県下的なことになりますので、身近な医療機関の情報というところまでは電話対応されている相談員さんは把握をされてはないんですけれども、このたび始まりましたこの西播磨、中播磨の電話相談に関しましては、より身近な医療機関についても電話対応をされている看護師のほう把握をされていて、紹介までしていただけるというふうなことになっておりますので、より身近な対応ということで、利用が進んでいけば、安心につながっていくというふうに思っております。

先ほども御意見の中で出たんですけれども、やはり相談の始まる時間帯がどうしても電話が混み合って、少しかかりにくいような状況になるというのはあるように

は聞いております。そのようなことをいろいろと、御意見として聞いていただいたようなことをまた情報として把握といいますか、教えていただきましたら、また電話回線のふやしたりとかいうようなことも要望として市からもしていきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願いいたします。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 今日委員会資料の1ページのところをちょっと確認だけさせてもらいたいんですけど、平成30年は12月末までの数字なんですけど、小児で言うたら100人の方が利用されてるということで、あと、年明けてからインフルエンザとかの関係で相当あるんじゃないか思うんですけど、1月はどんな状況なのかということですね。従来と比べて電話のほうにシフトされてるのかどうか。夜間のほうを利用されてるのかということを知りたいです。

それと、この内訳でその他という地域というのはどういうことなのか、ちょっと教えてください。

○榎橋委員長 平尾課長。

○平尾保健福祉課長 済みません、1月の数自体は今きっちり何件ということ、こちらに数を持ってきておりませんが、やはりインフルエンザが今はやってきておるという状況で、やはりインフルエンザの検査が、やはり受けておられる方が、ほぼ毎日のように数名程度は来られているというふうに思っています。ほかの医療機関もすごくインフルエンザで、大はやりとか、で、キットがなかなか手に入るといことが間に合わないぐらいというふうな形でも聞いています。夜間応急診療所はやはりそういう、ちょっと流行とかによっては波があるかなというふうには思います。

その他につきましてですけれども、やはり近いということで、近隣の市町からも受診に来られる方も、特に安富とかが多いのかなということと、あと、たまにですけれども、帰省されている方が受診されるということが、市内の方でなく、たまたま宍粟市に遊びにこられている方で受診される方がおられるという状況です。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そしたら、先ほどまでずっと議論している、そういうインフルの対応なんかだったら、総合で、別に小児科医でなくてもいけるんでしょう。だから、ほかの科でも夜間対応できるんじゃないかなと思うんですけど。そこはどうなんですか。インフルかどうかわからないですけど。

○榎橋委員長 平尾課長。

- 平尾保健福祉課長 総合病院が受け入れてくださるかどうかなどというのは、ここで返事とかはできかねるところではあるんですけども、今、レセプトでインフルエンザとかっていう部分で来ておられる方につきましても、夜間応急診療所で検査しても、その時点でインフルとやはり出る方というのは少ないです。
- 大畑委員 僕、診断どうこう言うてるんじゃないくて、そういう応急的な相談に来られるところを、何も小児科医がいなくても対応できるんじゃないですかという部分、総合で。
- 林委員 それと1ページのところで、小児は小児専門の患者という話じゃないんだろう。子どもということだろう。そやさかいな、小児専門の人が何人おるかや。それが、こないな書き方したらな、小児専門や思うさかい、ややこしいんや、話が。
- 今井委員 応急処置でええんや。応急処置で。
- 榎橋委員長 大畑委員。
- 大畑委員 だから、そういうやつを今度、総合でどういうふうにしますということ言うてもうたら済むんやけどね。
- 林委員 それを総合で対応しますという話やで、今。今まで応急にきよった人が総合病院へ行ったらええんや。
- 今井委員 いやいや、そうやけど、初めの話はそうじゃなかった。初めの話は全然そうじゃなかったんで、小児科に関しては診ませんというてずっと言うてはったから、最初。それで、ええっと思う話なんで。
- 浅田委員 小児科は専門のところは診へんけど、このまま子どもは診んという話と切り離しとかなあかんと思う。要は安心感いうて言いよったんは、言われたように、電話で何歳ですか、5歳です、ほなよう診ませんじゃなしに、相談も受け、門前払いはあかんけど、相談も受け、だったら、ちゃんと診て、ほんなら当然、小児の専門じゃないで、これはほんならどこどこへ行きないなと。門前払いじゃないでという話や。
- 林委員 総合病院行って、手に合わんかったらここが専門や、そっちへ行きなさいというところまでしたら納得するんや、市民は。
- 大畑委員 それができんさかい僕らいろいろ言いよんや。それができるんやったら反対やせえへん。
- 林委員 そこがどうなんですか。初めの話はそうじゃなかったと思うんやで、ずっと、部長も大谷さんも。
- 榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 建前論になりますが、小児というのは、15歳未満は小児となりますので、小児の外来として夜間応急の受け入れはしませんよという、それが建前となっております。ただ、そこに、総合病院に来られて、おでこを切っとんやという子どもさんに対して、それは小児やから受けられんという、そういうものではないと私も理解はしておりますが、建前論で言いますと、小児の外来、夜間応急は受けてもらえないというふうに総合病院からは回答いただいておりますが、先ほど申しております事務部長の答弁の中にそういったことも含まれておるというふうに拡大的に良心的な解釈、私も心の中ではそのように考えております。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 だからそれを、夜間の8時とか10時のところを対応してもらえるんかどうかというところを聞きよるんです、ずっと。ところが、電話で済まされるん違うかという心配があるさかいに、平尾さんもおっしゃったように、親は非常に心配やから、電話だけでは納得できんから、ドクターに1回診てもらいたいというのを、それは、そういう気持ち皆持ってはりますよ。それができるんですかいうことを聞いているだけなんですよ、私は。それはやります言うてもろたら問題ないんやけど、そこは何かできん、今後充実させるばっかり言いよってやから、そやから僕はわからんのです。そこなんです。

○浅田委員 事務部長は受ける言うとんやでな。健康福祉部長が、要は建前しか言われへんでな。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 今ね、健康福祉部長にそこをできるかできんかいうことを言うとりんじゃないんですよ。そういう協議が調ってるかどうかいうことを聞きよるんですよ。組織として。その話ですよ。あなたに何もそれ確約ください言うとりん違いますよ。そういうことが整った上でこれを出してこられてるんかいうことを私聞きよるんですよ。そこが、事務部長に聞いてみなわかりませんやったら、協議まだ調ってませんじゃないですか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 曖昧なことは申し上げられませんので、やはり小児、15歳未満の小児については受けられませんということを事務部のほうからは回答いただいております。

ただ、先ほど申し上げましたように、病院に来られて、重篤な、小児でないと治療できないようなもの、そういったものは除いて、やはり中学生の子が頭を切って、

人がそこにおられるのに、それを診れませんというような、そういうものではない、これは表向きにそう回答いただいたわけではないですが、事務部長との話の中、事務協議の中ではそういうふうにも聞いておりますけども、ただ、それは小児であっても診れますかという答弁にはなりませんので、そのようにお答えをさせていただいたわけではあります。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 専門的かどうかわからんさかいに、とりあえず何でもあったら、応急診療所のかわりに総合病院がするんやで、電話なり連れてくるなりしなさいと、そのあとはまた判断して、専門に送ったらええ話やでな。電話で話しよるほうが、これが専門とかいうのはわかれへんのやで。とりあえず総合病院で判断するということで、全部受け入れしますということを言うてもらわんと、これ条例通らんのやで。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 申しわけございません。申し上げにくいことをたびたび申しております。先ほどもお答えをさせていただきましたが、12月の事務部長の答弁の中で、総合病院の時間外患者の受け入れの中で全て受け入れるので、調子が悪くなれば、夜間でも電話をすれば、看護師が先生に相談した上で診療する体制をとっておるので安心してくださいますと、そうあったこと、これで総合病院のほうで対応していただけると、このように判断して、今回の閉鎖の条例を提案させていただいております。

○榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 15歳未満についてもそれは適用されますか。

○榎橋委員長 世良部長。

○世良健康福祉部長 そうです。先ほど言いました総合病院の事務部長の答弁の中に含まれておると、そのように解釈していただいてもよろしいかと思っております。

○今井委員 わかりました。

○榎橋委員長 皆さんよろしいでしょうか。

それでは長時間ありがとうございました。それではこれをもって審査を終了いたします。部局の皆様、ありがとうございました。

引き続きで行いたいと思います。これより採決を行いたい。採決をするんですけども、ここで皆様にいろいろ自由討議を行っていただきたいと思っております。ある方、よろしくお願ひします。

山下委員。

○山下委員 先ほどさまざまな意見が出ていて、結局さっきの形になったんですけども、やはりずっと議論の内容を聞いていて、現時点で本当に15歳未満の小児を持つ保護者が総合病院に電話をしたとして、先生に相談した上できっちりと、それなら来てください、診ましようと言ってもらえるかどうかというのは、非常に不安ではないのかなと思ったので、いきなりこの条例の廃止ということがちょっと、市民の安全を守るという立場から、私としてはできないなみたいな気がしたんです。

○大畑委員 どういうところが論点としてあるのかいうのを出していただいて。

○山下委員 実際に論点としては二つあります。まず一番大きな論点としては、15歳未満の小児について、これまでの夜間応急診療所のように受け入れてもらえて、それで安心して帰ることができるのかどうか。

まずそれが一番大きなところで、もう一つは、やはりこれは一般の方についてなんですけれども、私も実は、電話で対応を、ぜひ診察してもらいたいんで、ちょっと高齢者抱えてるもんやから、電話したことあるんですけども、先生に相談の上、それやったらしばらく様子見てくださいということで、もうちょっとその日は行くのを諦めて、ちょっと非常に不安な気持ちになったことがあるので、実際に今までの軽傷な方を対象に応急処置を行ってもらったような夜間応急診療所のような対応はしてもらえるのかどうかというところが不安が残るわけなんです。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 最後のところで、その不安に対して、全て受け入れるという総合病院の答弁を信じてくださいということなんやけど、それが、監査されている林さんに聞きたいんやけど、本当にそういうことが総合病院でできるんかどうかですわ。そこどないですか。言葉だけに終わったら、ちょっと僕らも困るので。

○林委員 やろうと思ったらできるはずなんや。そやさかいに、内科の外来診療でも、9人のうち3人しか出とらんやでな。ほかの人おるやん。夜間に回したらええわけや。当直、内科と外科と1人ずつ当直置いたらな、ほとんど病院で診れるわけや、受け入れ対応が。それが1人しかおらんさかいに難しいんや。

今まではそうやったと思うんや。医師が少なかったで、できなんだけども、今度は内科も午後診を4月からするようなことを考えようやでな、それは院長の姿勢やと思うから、事務部長や市長やら、今までがええかげんなことしとるで、一番医者が少ないときはできなんだと思うんやけど、それをそのまま来ておるだけの話だろう。そやさかい、自分らの病院じゃ。医療従事者は。一生懸命やらなあかんというのと、市民のためになることを第一に考えてやるという姿勢でやってもらわんだらどな

いもならんという話、それは病院の体質の問題やと思う。できるわ、やろう思ったら。民間の病院だったら全部しよんやから。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 僕はそういうことがほんまにできるのであれば、これは認めて、総合病院にそれをしっかりやれということを議会のほうからしっかり言うていかなあかんの違うかと。そこがやれないのに、やれるというふうに言葉でごまかされてるんやったら、ちょっとこれ僕らもだめだと思うので、その辺なんですよ。ほんまにきちんとそのとおりにやれるんかどうか、そこを皆さんどう思ってたか。

○榎橋委員長 浅田委員。

○浅田委員 僕は、12月の一般質問での答弁がありました。それは、市長と院長がこのことについてどうするかと十分協議の結果、宍粟総合病院の院長としての、ドクターとしての判断として受けますとおっしゃっておるんやで、それはそうしてもらわなあかんし、そこを疑いよったらこれ何もなれへん話です。

それとあと、小児、小児で全てが専門、専門じゃない話やから、子どもさん専門で受け入れるんと、子どもさんを診るんとまた違う話やから、そこはちょっと分けて判断はしていかなあかんというふうに思います。

それとあと、逆に条例残すんやいうたって、医師会の先生の協力なければ話にならん話やから、だから我々としては、再度言うけども、市長と院長が十分協議した結果、病院として受け入れますということを言われてるんやから、それはそれとして進めていかなければならない。進めていくように、我々もこの後いろんなことも含めてチェックをし、意見も言うていかなあかんの違うかなと、僕はそない思ってるんです。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのね、一番最後に世良部長が言うたとおりに、こういうことで廃止するんですというとおりにやと思うんです。そやさかいに、平成19年までは総合病院が全部やりよったんやでね。それをかなわんで、応急診療所に、市が医師会に頼んでしたわけで、それを、そういう医師もふえてきたんで、そっくりそのまままた病院が引き受けますという話なんです。そういうことでされるんで、それを信じるしかないと思うんです。

それに、今の体制やったらもっとできると思うんや。夜間だけじゃなしにね、午後診も。普通の話。二つほど病院かかるとんやけども、やっぱり午後もやりよるでね、民間の病院は。できんことはないんや。そやさかい、今から、委員会でもよう



言いよるけど、経営の病院改革、それをもっと進めていったらできんことはないはずやで、やらさんとあかんと思うし、やりますということなので、それを信じるしかないなと思います。

○榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 私としては、そういう今言われているような、4月以降はきちんと宍粟総合病院で診るということを、何かようわかれへんけど、附帯決議みたいな、何か申し添えみたいな、そういうのをつけるというのが必要なんじゃないかなという気はするんです。

僕は、浅田委員がさっき言われてたように、12月の答弁とかいう中で、本当に、さっきからずっと言うてるように、総合病院で今後は診てくれるんやろうなというふうに思ってたんですよ。今日の今日までね。普通にそういうふうに思っとったら、はっきり言うて、最初の説明は本当に15歳未満は診ませんという、そういうふうに総合病院からは聞いてますという、そういうはっきりした言葉、それがずっと続いておったんで、それでええっということになったので、確かに僕もそれは一般質問での答弁をやっぱり重視するという、それはそれで僕はええと思うんですけども、それだったら、あれだけはっきりと最初は診ませんと言われてたような状況なんだから、ちょっと何かその辺のことを条件つけるような、そういうふうな賛成の仕方というのはできないんですかね。それだったら、それで賛成にしたら僕はいいと思うんですけどね。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのね、小児の関係はね、この西播磨管内で小児の救急病院、輪番制で受け持つと思うんです。総合病院も今でも、あれ月に、3週間に1回か、2週間に1回か、もうずっと夜間も含めて。そやさかいに、絶対にそのときは診れると思うんや。そやさかいね、それは健康福祉部長はそうやって言うたけども、夜間の外来がないでね、救急が。そやさかい診れませんと原則的に言うてるけども、連れていったら、総合病院であかなんだら、どこかの輪番のところがあると思うんやね。病院が。小児、西播かいな、役割決めておるさかい、そこへ行ってくださいという話になると思うんやね。そやさかいに、そういうこっちゃで、絶対あかんという話じゃないと思う。

○榎橋委員長 神吉委員。

○神吉委員 今、林さんが言われた、総合病院へ連れて行ってあかんとなったら違うところへ紹介してくれる、これは何か流れが違う思うんですよ。行ったら違うとこ

ろへ行けて言われたら、何か回されているような感じになるので、だから初めに電話の受け付けがあるんやと僕は理解しとるんですよ。こんな症状なんやけどもどこへ行ったらええんや、総合病院行ってええんかと聞いたら、いや、総合病院は今おられないから、あっちの、たつののあそこへ行ってくださいとか、姫路のあそこへ行ってください、よっしゃわかった。総合病院へ行ってから断られて、違うところへ行くんじゃないかと、直接そこへ行ったらええんやということを案内してくれる電話が開設されているんだったら、そのほうが話は早くて安心なんじゃないかとも思ってるんです。そこが、とりあえず総合病院行ったらどないかしてくれる、だめだったら違うところを教えてくれる、この流れとの差は少し大きいと思うんですけど、そこどのように思われますか。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 あのね、今まででも電話とかで相談があったらそういう体制をとりよったんやで。そやけども、そこそこ普通の救急病院でも診れるような人までも、専門の先生がおらんでいうて頭ごなしで、受け入れも何もしよらなんだんや。そやさかいに、そこのところや。そやさかいに、電話で明らかに無理やとわかつたら、どこどこへ紹介、行ってくださいという話になるで。そやけども、そこまでちゃんとせんと、門前払いみたいに、総合病院では無理ですということをしとったで、問題になった話と、連れていったら診ざるを得んでな。夜間外来でも。そやから、して、すると思うんやけども、電話でとかやったらそう、うちは先生が今おってないという話に今までなつとったで、そやさかい、電話のほうが余計あかんかもわからんわな。

○神吉委員 いや、病院への電話ではなくて。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 僕がずっとこだわってるのはね、神吉さんの話に対して言うんやけど、市民が、山崎の人なんかはたつのとか、そういうところも視野に入っとるけど、北部の人はやっぱりここの応急診療所というのは非常にありがたかったんですよ。で、市内に1カ所、夜間の救急でも相談ができるし、診てもらえるという、安心できる場所があったということが一つね。

それと、ここはずっとあけてるから、一々電話で言わなくても、来たらドクターに診てもらえるという安心感があるという、そこに市民から僕は認知されてたところがあるんで、数が少なくても。その部分が引き継がれるんですかということ僕らは盛んに言いよったわけです。でも、8割ぐらいがこれまでも助言で済んでた内容

ですということやから、電話で十分やなというふうに捉えている部分が1点と、それからあとの2割ね、そのあたりは今後もドクターに会って診てもらわなあかん部分があるかなというのがあると思うんですけど、そこは総合病院が引き継げるのかどうかいうところがポイントだったわけです。

最初は絶対そんなん病院無理ですみたいな答弁だったから、僕はおかしい言いよったんやけど、最後に、そこについては全て受け入れるとおっしゃるので、そこをほんまにそうしてもらえるように、疑ってるということやなくて、そうしてもらえるように、やっぱり委員会としてもきちっと、附帯つけるなりして、より重みを持たせてもらいたいなというふうに思いますね。そういう市民の方、総合で本当に電話で断られるん違うかという不安を持つっての人たくさんありますから。やっぱりドクターに会えるんだというふうに安心してもらいたいと思います。

○榎橋委員長 今井委員。

○今井委員 8割が話だけでよかったという部分で、多分それ違うと思うわ。大概やっぱり熱が出てるとか、けがしたとか、そういう部分でしょう。ほんならやっぱり、熱が出ておったら、行って、せめて解熱剤をもらうか、何か風邪薬もらうか、何かやっぱり対応されてると思うんでね。電話、何ぼ8割は要するに電話対応だけで済んどったみたいなことを言うってんやけど、それ違うと思うんや。そんな電話対応で済むようなことだったら行けへんで。わざわざここまでね。多分やっぱり、けがの処置をしてもらうとか、それか解熱剤もらうとか、何か応急処置は多分されてると思うんでね。やっぱりそういう意味で、診察されるという、晩やったらばっとなって診てもらえるという、その安心感というのはやっぱり、電話とはやっぱり全然違うと思うんで。

○榎橋委員長 神吉委員。

○神吉委員 それを宍粟総合病院に求めていくのであれば、その体制がとれているかどうかをきっちりと確認しないことには、今ある応急と同じものが総合病院にあるんですということが確認できない限りは、これは賛成できない話になるんです。

○榎橋委員長 浅田委員。

○浅田委員 それと、ここに1ページ見てみてえな。開設日当たりの受診者数が1.3なんよな。診療日当たりの受診者が1.59なん。それで要は、再度言うけども、市長と院長が十分協議して、総合病院で受けますと言うってんや。

それと、前も言うたように、医師会、開業医の先生にどこまで無理が言えるんかというところを、総合病院としてもドクターがある程度、人数的には回復してきた

でしょうと。それと、夜間の実績見て、総合病院がこれまでどおり受けてするんが筋違いますかというところ、そこを見とかなあかんと思うわ。やで、これから総合病院を、あなたが宍粟の中核病院やでと、その部分も、夜間の24時間体制でしょうと。

当然、ここの今ある夜間応急診療所でも、電話だけの相談も、ここで見たら平成29年度で122件、全く受診者が来ない日というのものもあるわけなんやね。だから、そういうことをすると、当然、電話での相談体制というのも必要ですし、それから、総合病院は当直の先生がおってんだろうと。例えばそれぞれの専門はあったとしても、それは受け入れますという回答を得たのであれば、我々はそれを実行してもらおうほうにアプローチをしていかなあかんの違うかなと。

○榎橋委員長 林委員。

○林委員 これ時間無制限、いつまでって決めてないんか。

それでね、病院が受けるということはね、夜間のやつは2時間ほどやろ。そやけど、総合病院で受けるということは、24時間体制でやりますよという話やでね。ようなるわけなんや。それを信じんとしゃあないがな。やれ、このまま残せいうたら、まだ進歩せんわけやから。進歩する話なんやで、それはええと思うけど。受け入れる言うとなやで。

○榎橋委員長 大畑委員。

○大畑委員 そこはここ、我々がええように解釈しておる部分もあるので、先ほどもあったように、附帯決議についてお諮りください、委員長。

○榎橋委員長 これ附帯決議をつけたほうがいいという委員の皆さん挙手。

○小椋主幹 採決をとってから附帯決議になると思うんですけど。

○浅田委員 例えば委員長報告の中で意見言うてもらおうということやろう。要は。要はこの廃止、この議案に対して条件をつけるということ。違うだろう。委員長が報告してのときに、病院しっかり受け入れてくれよということをつけ加えてくれということだろう。

○榎橋委員長 意見としてなのか、附帯決議。

○今井委員 要するに修正意見を出すみたいな感じやね。

○大畑委員 委員長報告でええんかということなんですよ。附帯いうのは採決に対して後でいろいろ事項をつけるんですよ。

○小椋主幹 とりあえずでも先に採決をとってもらって、一応流れとしては採決とってもらった後に、附帯があるなら附帯を出してもらおうという、文書で。委員会の中

で。文書で出してもらってからになります。それに対して、附帯決議をするかどうかは採決とった後に附帯決議をするかどうかの採決をとってもらってからになります。なので、もし附帯決議、委員会で出すということにされるなら、採決とった後に文書で出してもらようになります。

○神吉委員 でも、附帯することを前提にじゃないと。

○浅田委員 だからまあ、まず採決。

○大畑委員 採決とって、その後に附帯つけようと、つけないと。出すんやね、文書で。

○小椋主幹 そうです。つけるなら文書で。

○榎橋委員長 それでは採決とりたいと思います。それでは、第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止について、討論ありますか。

山下委員。

○山下委員 さまざまな意見出してもらってましたけども、現状はこうするというような確約等もなく、やっぱり15歳未満の小児についての対応はできないと総合病院から聞いているという部長のお話とかもあったり、いろいろあったりして、現時点で廃止するということは、住民の安全いうのを保障できないというふうに、できないおそれがあるというふうに考えるので、やっぱり賛成できないなというふうに考えます。

○榎橋委員長 賛成の立場で討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○榎橋委員長 ほかにはありますか。

(「なし」の声あり)

○榎橋委員長 採決行っていいですか。それでは行います。第2号議案、宍粟市夜間応急診療所条例の廃止について、賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

○榎橋委員長 賛成多数。可決となります。

そこにじゃあ附帯決議を。意見として。所見で意見としてという。

○大畑委員 これまでのようなすらっとした意見ではあかんわ。厳しく言うてもらわななら。

○榎橋委員長 わかりました。

○今井委員 それは、行政の中でちぐはぐになってるのが現状みたいな状況やでね。

そうじゃなくて、4月以降は確実に総合病院で、少なくともこの、8時10時のこの

間ぐらいは確実に診ると。ほんまは、先ほど林議員さんが言われたように、24時間体制になったら、それはもうすばらしいことやでね。

- 林委員 そないするいうた。市長が。医師会に頼んでおるやつやでな。医師会もそなんなんいつまでもやってくれるかいうたら、そうでもないで。
- 今井委員 もちろんそうなんです。
- 林委員 市が勝手にできへん、これは。
- 今井委員 だから、意見として出したらええんちゃうの、それは。夜間をきちんと診る体制を確実につくってほしい。
- 大畑委員 全て受け入れるということは言いましたから。全て受け入れるので安心して下さいというのは、部長、本当に、病院としてそれをしっかり体制をつくってもらわなあかんですね。そういう風にしてもらわんと。
- 林委員 提案説明でもそうや言われた。医師がふえたで受け入れできるさかいに、廃止するんやと。
- 今井委員 そのままずっときとったのに、突然15歳未満は診ませんいうてやで、言い出すさかいに。
- 林委員 ほなけど、この中でね、小児の専門的なやつが、数字が何人かわかれへんのや。専門的なやつは少ないと思う。
- 今井委員 でも子ども数が。
- 林委員 一般と分けておるだけの話や。
- 今井委員 だから、この人数やと思うんやで。
- 林委員 これ専門的な数ばかりじゃない。
- 今井委員 最初のあの説明やったら、もう年齢で門前払いするというような説明やったから。
- 神吉委員 今、それ今井さん言いよってやけど、それは門前払いするという言い方のまま終わりよんですか、これ。これはもう終わっとること違うんですか。
- 大畑委員 今、説明の流れを今言いよってんや。
- 神吉委員 当初はそうですけれども、それで終わるわけではないですよ。
- 今井委員 だから、そこの確約をやっぱり。
- 神吉委員 とれたん違うんですか。
- 大畑委員 一般質問とかで答弁したようにいうことで部長が言うでしょう。課長ですからね、一番向こうとすり合わせしたりする、担当です。そこがね、その一般質問の状況も知ってないとおかしいと思う。市長もそういう考え方を持つてるいうこ

とちゃんと言わなあかん。けど、最初に原則的なことを言うさかい、ちょっと待ってという話です。

○榎橋委員長 では、意見としてちゃんと書きます。

午後 0時05分終了

---

その他

・総合病院院長との懇談について

---

閉会

○浅田副委員長 御苦労さんでした。これで第2号議案の審査を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(午後 0時08分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会文教民生常任委員会 委員長 榎 橋 美恵子